

有効期間満了日 令和9年3月31日
熊交企第332号
令和3年7月6日

「車両区分を変化させることができるモビリティ」について（通達）

道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項に規定する車両区分については、従前から、車の属性をもって判断すると解されてきたところである。

例えば、一般的なペダル付原動機付自転車については、原動機を作動させず、ペダルを用いて人の力のみによって走行させることも可能であるが、そのように走行させる場合であっても、車体の構造が原動機付自転車から自転車に切り替わるわけではなく、原動機付自転車という属性は変化していないことから、引き続き原動機付自転車に当たると解される。

ところが、今般、ペダル付原動機付自転車であって、原動機（電動機）の力及びペダルを用いた人の力を用いて運転する構造から、原動機の力を用いることなくペダルのみを用いて人の力により運転する構造に切り替えることができるものが開発されている。

このようなもののうち、別添「「車両区分を変化させることができるモビリティ」について（通達）」（令和3年6月28日付け警察庁丁交企発第270号ほか）で示されている2つの要件を満たすものについては、構造の切替えに応じて、その車の属性、すなわち道路交通法上の車両区分を評価することとなったので、各所属においては、周知を徹底し、遺憾のないようにされたい。

※ 警察庁通達「車両区分を変化させることができるモビリティ」について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。